北山の淨光寺

の地名は見當らない。名寄に此の三所在地を比較して

二十四輩記に云、反古裏に曰く、蒲原と云ふ所に一宇を立て、淨光寺と號す是れ勅願所なり、又鳥屋野院と申奉る云々とあれど、蓮如上人遺德記一云、寶德元年先師三十五歲北山鳥屋野院淨光寺に入玉ひ、猶尊跡を見玉ひ感涙まじへたまへり云々とあれば、古の鳥屋野は西方寺にも、蒲原淨光寺にも非ず、北山淨光寺たる事明かなりと論じて居る。横越島と云ふ地名、何處の邊に當れるか、今日より之を推察するに難い。唯北山と云ふ地名は、今龜田町の北方にあり、高底より云ふも此の邊一帶に高く、海拔約十米以上十七八米なれば、或は此の一帶の高地は、往昔一の島嶼を形式し居れるものと思はる。而して其の地に在りし寺院を、後世開發せる新地へ移すに當り、寺號を以て村名に冠らせたのではあるまいか。

第百〇六節　日蓮と日印及び本城寺派

配流者としての大聖親鸞を見たる我が越後の人々は、また同一流人としての日蓮上人を、佐渡の孤島に迎へる事となつたのである。

諸宗痛罵の芽一聲

日蓮俗姓は貫名氏、幼名を藥王丸と稱し貞應元年二月十六日、安房國小湊浦に生れた。十二歲にして同國淸澄山に入り、十八歲出家して眞言宗を學び、二十歲の秋既に「戒體卽身成佛義」の著作がある。後鎌倉に出で延曆寺の尊海と邂逅し、相伴ひて叡山に登り、三塔の諸學匠を歷訪して識を磨く事二十餘年、大和紀伊攝津の廻國中には、聖一國師、道元禪師にも會ふたと云ふ。建長五年再び古國の安房に歸りしが、多年廻國修業せる日蓮は、當時天下の諸宗諸派より、學ぶべき何物をも見出さずして、罵るべき攻擊すべき材料をのみ、拾ひ來れる者の如く、歸國の翌年淸澄山に法席を張るや、諸宗痛罵の第一聲を先づ放つた。於此か迫害の起るは當然である。遂に領主から追ひ出されし上人は、鎌倉の松葉谷に一草庵を營み、日夕法華經を讀誦し、時には街頭に出でゝ法華の

猛烈な闘士

題目を高唱し、或は其の功德を說いて通行の男女を勸誘した。

文永八年佐渡に流罪となるまでの日蓮は、高德知識と云ふよりも、寧ろ宗教界の一チヤンピオンであり、雄々しい猛烈な一の闘士であつた。守護國家論を書いては、當時の天災飢饉を諸宗邪法の結果と論じ、安國論を述べては、元寇襲來の識をなせりと唱へ、言語矯激、態度不孫、而して一難至る毎に信仰は、ます〳〵強烈の度を加へた。然し此の怖ろしい傑僧も佐渡配流を、エポック、メーキングとして、本來の宗教家的態度に返つたのである。日蓮自身に取つては勿論、日蓮宗にとつても佐渡配流は、大に意義ある事件であり、大に紀念すべき事件であつた。十一年赦されて鎌倉に歸り、比企氏の爲めに妙本寺を營み幾許もなく波木井實長の請に應じ、甲斐は身延山の久遠寺に入り、之を法華經弘通の道場とした。門人に日昭、日朗、日興、日向、日頂、日持、等の秀でたるものあり、稱して六上足の名がある。弘安六年十月十三日、池上の本門寺に

本域寺派を開く

雄々しい其の一生を終つたが、多く他の宗旨にもある如く、日蓮宗の中心では上人寂後、宗義に關する爭生じ、一は日興、日目等の興門派となり、一は日朗日印の本迹勝劣の主張となつた。日印は越後に本城寺を建てゝ、北陸に一旗幟を飜し、所謂本城寺派なる一派、此に於て現はれたのである。

日印は三島郡の人、俗姓は朝倉氏、摩訶一阿闍梨の號あり、日朗門下九老僧の一人にして、文永元年生る。初め石瀨村青龍寺（天台宗）の知觀に學び、永仁二年鎌倉に遊びしが、舊宗を棄てゝ日朗門下となる。五年歸國して蒲原郡に靑蓮寺を營み、法治元年また妙蓮寺を創め、後日朗を靑蓮寺宗祖と仰ぐに及び、長久山本門寺と改めた。當國に法華宗多き理由は、國內に本山を有して居る點から見ても、うなづかれるであろう。佐渡に日蓮の遺跡として傳ふるもの、眞野村に妙宣寺あり、小木に安隆寺あり、二宮村字市之澤に妙照寺があり、新穗に根本寺がある。根本寺は上人在島時代の寓居地なりと云へ、妙宣

寺は一に阿佛坊の名あり、又上人の舊蹟なりと云ふ。又妙隆寺は文永十一年三月、日蓮赦免の敎書を帶し、日朗が渡海着岸の地にして、妙照寺は日蓮上人遺書に

文永九年夏の頃、佐渡國石田郷、一の谷と云ふ處にありしに

とある、其の一の谷卽ち今の市之澤と稱する土地であるから、此の兩地は殆んど疑ふ餘地が無い。妙宣寺に就いては地名辭書に

阿佛坊とも云ふ、今眞野村に屬す、國分寺の東にして、初め大野村塚原に在りしを、天正年中此に移せりと云ふ、疑はくは此は國分尼寺の舊地にて、法華堂ありしを日蓮の舊蹟と混同するか

とあり、根本寺に就いては

今新穗の塚原と云ふ地なり、日蓮宗の名藍にて、日蓮暫時此に寓居せりと說けり、一書に此の寺は天文十一年、僧日成の創設とす。阿佛坊を相距る一里或は阿佛坊は初め此の塚原にありしとも說けりとある。既に市之澤の妙照寺が、上人の居所として明瞭であり、且つ上人が一配流者なりとの點より考察するも、若し諸方巡覽の自由が與へられて居ない限り、彼方にも此方にも同一居住所のあり得る筈は無い。或は赦免後も相當期間此の地に在島布敎せるものか、當時の配流人は、配流地にあつて其の儘解放せられたものか、又は一應執行官廳地まで引き上げられた上で、赦免せられたるものか、是れは昔日の流人取扱法を知る點に於ても、頗る意義ある問題と思はれる。

第十八章　佐渡の概觀

第百〇七節＝地形及び上代驛路　第百〇八節＝名稱の起りと行政區輻の沿革　第百〇九節＝御名部之碕岸　第百十節＝遠流人と佐渡

第百十一節＝流人の影響　第百十二節＝佐渡の金山

第百〇七節　地形及び上代驛路

佐渡は越後の西北に方り、日本海中に蹲踞せる一孤島にして、西南遙かに能登半島と相對し、北は遠く大陸の沿岸に接する。海路遠しと雖も、上代にありては孤島海波を横斷して、相往來せる事は容易に想像し得べく、文献も亦明らかに其の事實を証明して居るのである。日本書紀神代卷に

佐渡開發は越後よりも早い？

> 廼生大日本豐秋津洲云々、次雙生億岐與佐渡、世人或有雙生者象此也、次生越洲

とあり、古事記上卷には

> 如此言竟而御合、生子淡路之穗之狹別嶋云々、次生佐渡嶋

とあつて、越州の名が見えない。此の天地生成の一段を、大和民族征服の順序又は發見の次第を述べたものと見るなら、海州の佐渡は陸の越後よりも、より早く大和朝又は出雲朝の眼に映つた事と想はれる。古代の交通が多く陸地方面よりも、海路によつて行はれた、と云ふ理由からしても當然であろう。

今島の形勢を大觀するに、其の外形に於て一種特異の點を認める。即ち島は東北より西南に相並び、連結せる二條の隆起帶と、此の間に横はつて是れ等の隆起帶を、結ぶ一帶の平地とより成り、此の平地は東北海岸に於て両津灣となり、西南海岸に於ては眞野灣となつて、深く凹入して居るのである。而して此の二つの隆起帶は第三期層及び火山岩より成り、北にあるを大佐渡、南にあるを小佐渡と云ひ、中間平野は茫漠たる沃地にして、國中（クニナカ）と稱せられ、地質學上第四期新層に屬する。

本州の地形は越後等にくらべ、稍其の趣異なり、國府川を除けば殆んど河川らしき川無きが故に、其の冲積層構成の由來を、越後の其れと同一に解し難しと雖も、冲積層は等しく冲積層なれば、是れ又國府小倉大野等、諸川の流砂運

輸作用によつて、成れるものなる事は疑ない。而して石器時代に於ける汀線は
石器遺物の存在地に關し、私の研究未だ不充分なるを以て、今急に斷案を下し得
ないのであるが、國中平野の北方に貝塚舟津の地名あり、且つ式内の神社所在
地及び和名抄の郷村の位置等より綜合すれば、現在の國中平野全部は、同樣一
の海灣であつたろうと思はれるのである。即ち貝塚舟津の地は高度に於て、勘
なくとも三十米突内外なるべく、又第四期層即ち沖積層より成れる國中平野中
一も式内神社の存在なく、和名抄郷名に當るべき地も存しないのである。

貝塚舟津の地名あり

延喜式諸國驛傳馬の條に

佐渡國驛馬

羽茂郡　松崎

同　郡　三川

雅太郡　雅太

各口匹通傳馬

とあり、上頭の註に『口恐當作五』と書いてある。之によれば本島中、上代の
重要通路としては、松崎を上陸地點とし、眞野灣に沿ふて三川を通り、國府に
到る一線であつたろう。上代能登方面より來るも、高志方面より渡航するにも
方角上まさに然るべき地位である。此の中雅太は終點として最も國府に近かる
べく、之を現在五萬分一の地圖と照合し見るに、國府地に近く中深田の地あり
和名抄雅太郷は吉田博士

今三の宮八幡金丸等、すべて竹田郷の北、國府川の邊を指せるならむ

と云ひど「國府川の邊」の一句、些か疑點あり、當時國府川附近は未だ土地の
固定ありしとは思はれない。日本地理志料に

雅太郷廢、土人泛稱竹田旁近數邑、呼曰澤田、是名之遺也、據圖按之、亘河
内後山宮浦犬川三の宮、八幡四日町、矢馳諸邑、爲其郷域

とある方が無難であろう、即ち雅太は今の中澤田の地にして、三川は今三川村

あり、松崎より雅太に至る中間驛として、至當の地點である。唯松崎の地に至つては、或は現在の松ケ崎を其の地なりと論ずる者あり、若し然りとする場合は、三川驛を經て雅太に至る發端として、少しく不都合の嫌なきか。松崎より直接國府に至るものとせば格別、既に三川驛を中間となす以上、やはり現在の小木港邊を至當とせなければならぬ。地名辭書に

松前鄉、和名抄、羽茂郡松前鄉、訓萬都佐木、現今小木村是なり、島の西南端にして、其の岬角を澤崎と稱づく、總稱三崎と云ふは松崎の轉聲にして本義は眞崎とす。

とあるに異議はあるまい。

第百〇八節　名稱の起りと行政區轄の沿革

書紀通證には

佐渡與迫門通、言海路之狹也

とあり、類聚名物考に

佐渡國、北陸道、此の國は北國の越後の後より、海を渡りて行く國なれば、其の海道の國せまくあれば迫門なるを、世と佐とは音の通ひぱいふなり、すべて海の狹く兩側に、はさまれたる所を迫門と云ふ。萬葉集にかく書るは、世末里止の意にて、門戸はみな止と云ふに同じ

とありて、不充分ながら前書の、註解をなして居るやうにも見える、が越後と佐渡との間、其の海路狹しと云ふは、何を標準としての事か。大洋の廣さに比すれば知らず、尠なくとも二十浬三十浬ある海路を、狹門とは云ふべからず、且つ狹き海を渡りて行くが故に、其の島の名とせりと云ふも怪しい。佐渡事署には

雅太の轉語か、雅太一郡なりしを後三郡に別つ、然れども國名を以て郡名にも唱ふること未考

吉田博士は

佐渡は狹門

サドは未だ定め得ず、或は里（狹處を原義とす）の訛にて、越路より望み、人家村落の在る島なりとて、サト之島と云へるが、後其のトを濁れるにや。

と云はれ、地理志料は

粟田氏曰、土佐門狹也、佐渡狹門也、語異義同、瀧澤解爲多湊（サハミト）之義、云四面皆海、州多港灣灣也。佐渡略風土記、雅太言多田（サハダ）也、古語謂物多爲佐波、本郡平衍多田、因謂名焉、府治在此、取爲國號、如能登能登豆郡、加賀加賀郡、越後高志郡是也。萩野由之、以爲迫門之義、云迫門海狹也、州人謂北方爲大佐渡、南方謂小佐渡、其間地平田多、謂之國中、意者太古海水横畫、以通船舶所謂迫門也。神代記稱雙生洲、初爲二島、不待知者而知矣、並擧諸說以備采擇。

とあり、其の『太古海水横畫、以通船舶、所謂迫戸也』との觀察は、蓋し名言と云はなければなるまい。前述せる如く地質學上から言つても、吾人の見解と一致して居るのである。

本島は國造本紀に

佐渡國造、志賀高穴穂朝、阿岐國造同祖、久志伊麻命四世孫、大荒木直定賜

とあるが故に、越國總領の下にはありながら、別に一の造あつて治めたのであろう。而して國郡建設の初めにあつては、唯雅太の一郡のみであつた。

續紀　養老五年、分佐渡國雅太郡、始加茂羽茂二郡。

を置く事となり、後又

天平十五年、以佐渡國並越後國、天平寶字四年十一月、復置佐渡國

とあつて、二度の併合分離が行はれた。太田氏の越後佐渡から、佐渡國造に關しての記事を、參考のため茲に擧げやう。

阿岐國造は天湯津彦命の後裔で、其族阿岐佐渡の外、阿尺、伊久、白河、信夫、忍、染羽、波久岐、努麻等、諸國の國造となり、其の活動又大なりしを

物語つて居る。而るに湯津彦なる神名は舊事記にのみ見えて、記紀二典には現はれない。而して如何なる神系に屬する方か、其後裔が如何なる活動をしたか、全く不明である。けれど阿岐、波久岐、努麻の三國を除けば、何れも阿部氏活動の地域にあつて、其後裔は多く阿部氏又は阿部氏部曲名なる丈部氏と言つて居る事から、此の氏族は阿部氏配下のものであつたかと、觀察されるのである。恐らくは大彦命が越後に向はれる際、此の氏族が從軍して、其れ等の國に封ぜられたものであろう。此國も其の一つで久志伊麻命、又は其子孫の人が大彦命に從軍し、本軍から分れて此の島を征服せられたと思はれる。而して大荒木直に至つて、國造に補せられたのではあるまいか。此國造の治所は何處であつたか不明であるが、雅太郡和泉村に荒貴田明神がある。其名稱から國造の始祖、大荒木命を祠つたものと思はれる。

佐渡志には

和泉村荒貴太明神社は、社地七殿阿良氣と云ふ處に在り、古祠と傳へられれども徵とすべき記錄なし、後人の考をまつ

とある。吉田博士は

阿岐國造は同書に天陽津彦命の後と云ひ、天神本紀にも見ゆれど、古事記日本紀には其名見えず、其族堂の關係やゝ明白を缺く

とあるが、何れにせよ、荒貴太明神が、此の國造の祖先を祠つた事だけは、確實らしい。

第百〇九節　御名部之碕岸

國造時代の重大事件としては、前の先住民族にも述べし如く、本島に於ける肅愼人の掠奪である。重複の嫌はあるが、少しく詳細に其の狀況を書いて見やう

欽明紀　五年十二月、越國言、於佐渡島北御名部之碕岸、有肅愼人、乘一船舶而俺留、春夏捕魚充食、彼島之人言非人也。亦言鬼魅不敢近之、島東禹武

外寇か漂着か

○邑人、採拾椎子爲欲熟喫、著灰裏炮、其皮甲化成二人、飛騰火上一尺餘許、經時相鬪、邑人深以爲里、取置於庭、亦如前飛相鬪不已、有人占云、是邑人必爲魅鬼所迷惑、不久如言被其抄掠。於是肅愼人移就瀨川浦（アシハセノクマ）、浦神厭忌、人敢不近、渴飮其水死者且半、骨積於巖岫、俗呼肅愼隈（アシハセノクマ）也。

越後國に於ける沼垂柵の設置を大化三年とすれば、欽明朝はそれよりも約百年前である。當時越後にあつては、彌彦以北が未だ物騷な時代なりし如く、佐渡にあつても、よく訓化せられた部分は、今の國中を圍める丘巒一帶の地に、限られて居つたろう。勘なくとも金北山を通じて、西から東へ引く一線以外は、尙夷狄の地でなかつたであらうか？。和名抄時代の鄕名を見るも、此の線以外の地には殆んど一も無いのである。從つて本文欽明朝の事件を讀むには、其れが遠方から突如として襲來せる外冠か、或は漂着か、或は又金北山線以北に住める、蠻族の一部が、叛抗の武器を取つたのか、よほど考ふべき要點なりと想はれるのである。先づ欽明朝の御名部の碕岸とは、果して今日の何處に當つて居るだろう。例の佐渡志には、今高千穗村字片部の南村を、其の地なりとして

御名部碕、瀨川浦、及び禹武邑等の地名、今定かならず、御名部は今の南片部村、瀨川浦は今の鹿の浦、禹武は羽茂に轉じて、ハモチと讀みかへたるなり。いまも此の邊に蝦夷塚と云ふものありて、近世まで巨人の骸骨を掘出せし事ありと云へり。所謂肅愼の隈にやあらむ。又此の邊古き童謠にも「片部鹿の浦の中の水飮むな、毒が流るゝ日に三度」、と歌ひぬ、されば夷人の飮みし水も此流れにて、古へ此の水に瘴癘の氣ありて、飮む者其の毒に中りしを年經て後も其事を歌ひて、飮む人を戒めしにや。

とあり、當時肅愼人の抄掠は、高千村の海岸より、羽茂鹿の浦に至る一帶、即ち西方から南にかけての沿岸を、荒し廻つたと解するのである。然るに吉田博

士は、今の鷲崎願の浦を御名部の地なりと云はれ
其の島の北とあるより推量せば、鷲崎願の浦の舊號なること疑なし
と、而して瀬川浦は三瀬川なりとて
加茂湖の西北岸にして長江村に隣る、三は蓋し鄉名佐爲の訛にして、欽明
紀の瀬川浦卽ち此とす。浦神の嚴忌（イチハヤ）さに因り神の水を飲みて、死亡したる趣
に聞ゆ。長江の神社を嚴忌（イツキ）とも（伊都久志神社）、水之尾とも云ふは、正しく
古傳に契合す。
と論じ、禹武の地は
梅津、新風土記に梅津の眞法院に、苦梅と云ふ異種あり、其は順德院御手植
の老木にて、それ故に梅津院と中習はしたり、と述べしは例の附會の嫌あり
接に梅津は欽明紀禹武邑とある地にて、苦梅より起れる新號にはあらざるべ
し。禹武邑を島東と曰へるにて、地形の大畧を辯ずべく、且つ島北の碕岸と

は、鷲崎の方を指すや明白なれば、瀬川浦並に阿部久志彦神社と相參考して
梅津は禹武津となりと知らる。
とあつて、肅愼人侵畧の地は、島の北端から東岸を南下して、加茂湖附近に限
られたものとして居る。兩者の意見は全然反對なのだ。一は抄掠地を西岸とし
一は東岸にありと云ふ、吾人は其の何れに贊同すべきであらうか。
要する吉田博士は、飽くまで地理の方位に立脚せるものであり、欽明紀の島
北と云ひ島東と云ふ事が、今日の智識から見て、嚴密精確なるものなら、博士
の說に異存はない。が果して此の北と云ひ東と云ふ事が、確實不動のものであ
り得るや否や。當時の報告者の居所から、先づ決定するの必要があらう。國府
は今の竹田雜田邊にあつたものとして見る時は、鷲崎は全然島北にして、疑念の
餘地はないけれど、三瀬川及び梅津の地も、等しく島北と云ひ得まいか。若し
云ひ得ないとしても、然らば島東と云ひ得るか。佐渡志の羽茂の地は又國府か

ら見て、絶体島北とは云ひ得ないけれど、南片部は之を島北と云ひ得るではあるまいか。故に上代方位に就いての記事には、全然信用を措き得ないものとして、兩説を比較し見るに、吉田博士の三瀦の地は、羽茂村の直ぐ隣村にもあるのである。禹茂が梅に訛つたものとするなら、羽茂と書いたのがハモチと讀むようになつた、と云ふと同一程度の轉訛であつて、兩者の間更に輕重の差はないのである。寧ろ語辭上に何等の類似點なき、鷲崎や願の浦を御名部なりとするより、ミナミ、カタベの名が、より多く御名部と似通名る點に於て、佐渡志の説に同意すべきではあるまいか。而して御名部の位置が決定すれば、禹武も瀬川も自ら定まるであろう。然しそれは尚後日の研究、其の土地の人にして地理に熟通せる者の研究に、またなければなるまいと思ふ。

第百十節　遠流人と佐渡

佐渡の歴史や、氏習風俗の理解上、佐渡が上代において、犯罪人遠流の地であつた、と云ふ事は重大な意義があると想はれる。先づ文献に初めて流人の見えたのが、

養老六年正月壬戌、正五位上穗積朝臣老、指斥乘輿、配於佐渡島

であつて、其の後

神龜元年三月庚申、定諸流配處遠近之程、佐渡等六國爲遠

と定められた。爾來

天平十四年十月戊子、配流川邊朝臣東女於佐渡國

天平寶字元年七月己酉。安宿王及妻子

延暦四年十一月庚子、能登守從五位下、三國眞人廣見、坐誣告謀反合斬、減死一等配、（以上續日本紀）

同十一年三月壬申、正六位上安曇宿禰繼成配流、初安曇高橋二氏、常爭供奉神事行立前後、是以去年十一月新嘗日、有勅以高橋氏爲前、而繼成不遵勅旨、背職出去、憲司請誅之、特有恩旨以減死（國史第八十七刑法部）

同四年、參議從四位上伴宿禰國道、依坐父事配流、二十四年有恩赦入京（公鄉補佐）

承和六年三月、遣唐三个船所分配、知乘船事從七位上伴宿禰有仁、曆請益從六位下刀岐直雄貞、曆留學生少初位下佐伯直安道、天文留學生少初位下志斐連永世等、不遂主命相共亡匿、稽之古典罪當斬刑、勅殊降死罪一等配流。

同十年十二月、文室宮田麿謀反、其男二人內舍人忠基於佐渡

嘉祥元年十二月、大判事外從五位下讃岐朝臣、永直、坐和氣齊之事配流（以上續後紀）

貞觀八年九月二十二日、是曰伴清繩配流、父國道聽敏頗有才、國宰優愛、引爲師支、至有疑難每年取決、安賃文簿、成於其手、廿四年會恩赦得入京、職歷內外常居清顯、爵處從四位上官登參議

天慶四年十月二十六日、安信吉國誣告大逆、罪當斬刑、詔減死一等處遠流（以上三代實錄）

安和二年四月二日、傳運茂配流

長保元年十二月二十七日、從五位下平致賴、藤原宗忠追位記、配流

寬弘二年十二月二十八日、長峯忠義配流、依爲大宰府使封宇佐寶殿六事也

長元四年八月八日、被定齊寶寮權頭藤原相通、並妻藤原小忌古會等配流事、伴夫婦共致不淨不信之由有託宣、相通流佐渡、妻流隱岐國（紀略）

同五年九月二十七日、出雲守橘俊孝配流、坐造爲杵築社神託、授人官位（大日本史）

永承二年十二月二十四日、築前人清原守武、坐私往宋配流

康平七年九月十六日、前下野守源賴資配流、依燒亡上總介橘惟行、並殺害人民之愁也

承保二年四月二十八日、散位源基宗配流（以上扶桑略記）

康和二年九月、中務丞源賴治配流（歷代皇紀）
同五年八月十三日、神祇權大副大中臣輔弘、坐行火豊受大神寶配流（大中臣系圖）
嘉承二年七月十二日、散位賴貞、坐射香櫂神輿殺神人配流
元仁二年二月二十五日、義綱亡據近江甲賀山、遺源義朝討之、義綱降配流（以上百練鈔）
天永二年十一月十九日、下野市源明國、坐殺人配流
保延三年二月十二日、以伊勢神人訴、流前主殿助平秀盛於佐渡（以上中右記）
康治二年七月二十五日、源賴盛配流、擅與軍兵猥企合戰故也
安元二年三月十九日、上西門院藏人平盛方、坐殺中務少輔藤原爲綱配流（百練鈔）
治承元年三月、平清盛流近江入道蓮淨（平語）

同三年五月三日、前左衛門尉源思清、坐殺弟配流（同上）
正治元年三月十九日、僧文覺配流（百練鈔）
此の他擧げれば限りが無い。有名な日蓮上人は文永八月十四日に配流、畏れ多くも順德天皇を遷しまゐらせたのは承久三年七月二十日で、藤原爲兼卿は永仁六年三月十六日、同資朝卿は正中二年十二月八日であつた。其の子阿新丸が父の敵として、守護本間山城入道の一族、同苗三郎を討ち取つたのは、有名な話である。

第百十一節　流人の影響　前節に列擧せる罪人の名を見たゞけでも、種々の人物が種々の事件に座して、配所の月を眺めた事が知れる。中には參議伴宿禰國道の如き、官位高く且つ學識の深い人物もあり、又刀岐直雄貞、佐伯直安道志斐連永世等と云ふ、若い秀才の留學生もあれば、降つては文覺日蓮等の名僧豪僧も流されて居る。勿論中には實際の惡人もあつたろう、殺人强盜叛逆など

云ふ、怖ろしい罪名を有つた者も見える。が善にあれ悪にあれ、如是の配流者は此の島國の人情風俗の上に、何等の影響を及ぼさなかつたであろうか。犯罪人には一種の犯罪心理があつて、其の心理作用は大なる力をもつてるものである。ひとり犯罪者自身にのみならず、周圍の人々に對しても、猜疑陰鬱と謂つたような習性を傳へる事がある。が茲に先づ考ふべきは、當時に於ける犯人四人の生活狀態、即ち待遇問題である。今日の獄舍の如く、外界とは全然遮斷せられ、全然沒交渉であつたろうか、眞に社會から隔離せられ、一房の中より一歩も社會へ出で得なかつたか、續風土記に日蓮の事記として

上人は寺泊より當國松ケ崎、カウノ口と云ふ處へ着船、新穗城主本間六郎左工門重連預りて、塚原に移し置かれ、翌九年四月より近藤小次郎入道預て、一の谷に移して庵室を建て住み給ふ

とあり、安永四年佐渡日記に、順德帝の御事を

眞野の陵は澁手の浦の民家を離れ、山に寄つて入る事十餘町也。是は鎌倉の北條がため船にて放たれ給ひて、照日の御形を忽ち鬼こもる島に降し奉れば堂の平の小松が本に草敷き、一本を伐りて假の宿所を置く、折節のお手遊びに、白菊の殊に清げなるを苑に取りて、名を都忘れと召されしとぞ。此の花如何許御心を慰め奉りしにや、さて續々に其の根絶えず、今も秋毎に咲き出づめり。

とあり、大平記に阿新丸の事を

是は日野中納言の一子にて候が、近來切られたまふべしと承て、其最後の樣をも見候はん爲めに、京都より遙々と尋ねて候と云へもあへず、涙をはらはらと流しければ、此の僧心有ける人なりければ、急ぎ此由を本間に語るに、本間も岩木ならねば、さすが哀れにや思ひけん、聽て此僧を以て持佛堂へ誘ひ入れ、踏皮行纏解かせ、足洗て疎ならぬ體にてぞ置たりける。阿新殿是を

うれしと思ふにつけても、同くば父の卿をとく見奉ばやと云ひけれど、今日明日斬らるべき人に、是れを見せては中々に、よみ路の障りどもなりぬべしとて對面をゆるさなかつたとある。勿論流人は飽くまで流人であるから、所謂交通の自由ありとは云ひぬ。然し今日の一房一室内に監禁すると異なり、或は『お手遊び』の餘裕を與へられ、或は『庵堂を建て〻讀經する』ほどの自由あり、場合に依つては他との面會も、大目に見られし事と想はれる。參議國道の配流中

國宰優愛、引爲師友、至有疑難、毎事取決、安賃文薄成於其手。

との記事を見ても、四人對監視者の關係は、想像し得るであろう。嘉吉の昔觀世太夫元清入道世阿彌、故ありて此の地に流された、其の緣に因つてか元清の玄孫元忠、河原田の城主本間氏の招きに應じ、門人市若彦九郎保生七郎春日四郎等を伴ひ來り、河原田に猿樂を興行せりと云ふ。今日佐渡に謠曲家の多き、後世大久保長安などの嗜好も、力あつたに相違なきものゝ、やはり遠く因果の系は、流人世阿彌あたりへ繋がり居るにはあらざるか。佐渡の文化は直接に或は間接に、流人の影響なりしを否定し得まいと思はれる。

第百十二節　佐渡の金山

今昔物語の卷廿六、第十五能登國堀鐵者行佐渡國堀金話に

今昔能登國に、鐵の鐵と云ふ物を取つて、國守に獻ずるを業とする者があつた。□□といふ國守の時に、其の從業者六人ありし、ある日つれ〴〵の物語に長の一人が、佐渡國にこそ金の花咲く處ありと云ふ。之を聞きつけし國守は早速其の長を呼び寄せ、種々の物など與へ、尚よく問ひしらべたる後、然らば取りに行つて來い、どんな物が入用かと問ふ。只小舟一つに粮少しあればよい。と長は人をも連れず佐渡へ出かけた。二十日過ぎても一月過ても戻らない、國守も今は呆れ忘れて居る處へ、例の長は現はれた。長く黒ばみた

る□□に包める、重だけな物を國守に手渡しせるが、いかにせし事にか、其の後長の姿は消えてしまつた。人を東西に分て尋ねしかども、遂に行方は知れなかつた。而して包の中には金千兩ありしと云ふ云々

物語の作者は附言して

然れば佐渡國に金は堀るべしと、能登國の人云ひけるなり、其の長の後にも必ず堀けんかし、遂に不聞で止にけりとなむ、語り傳へたるとや

と謂つて居る。之に依るも佐渡に金の出る事は、隨分上代の昔から一部の人々には、知られて居つたものらしい。而して此の作者の批評にもある如く、後にも堀つた人があつたろうけれど、遂歷史の上にも書かれず、物語にも傳はらずに終つた。が私に之を堀り他知れず軍用、又は其の他の資となし、以て天下活動に拱した者は無かつたか、獨逸の強きはアルサス、ローレン二洲に、豐富な鐵鑛があつたお庇だと云ふ。英吉利西の富盛も國内に、鐵と炭との豐かな產出

あるに由る。若し佐渡の金鑛が、其の後引きつゞき開堀せられ、利用せられたとするなら、越後史の上に、否日本歷史の上に、全く異なつた大波亂が起されてあつたかも知れない。佐渡志に、昔上杉謙信が佐渡の金を採つて、軍用の資にあてたが、多くは西三川村の砂金なりと書いてある。蓋し往古は火藥の用法を未だ詳にせず、採鑛は唯鎚と鑿とに依るのみである。今昔物語に金を取つた工長も、それは砂金であつたろう。俳人曉臺旦水の佐渡日記に、西三川村砂金山の採鑛を叙して

西三河村に砂金を出せる山あり、其樣を見るに深く穿ち入るにはあらで、峰なるを欠取れる也、雲かゝる山も終に切りならせば、只ほろ〳〵と其が砂に混りてあるを、高きより水を引き、ねこたに流して砂金を取るとぞ云々

とあり、至つて簡單なものらしい。上杉謙信は之を採つて軍用金とした、若しくは其の產出が豐富であつたなら、或は天下を取つたかも知れない。相川金山の發

見は同佐渡志に

天文十一年の夏越後國の南船、澤根の浦に纜を繫ぎて終夜天を望むに、金銀の氣空中に現ずるを怪み、逆旅の主人に議りて地頭本間氏に告げ、鑛脈を尋ね鶴子山を開きけれども、功の成らざるを嘖じて、越後の國主上杉謙信にかくて訴へければ、入道が下知として同國魚沼郡上田山の金堀人夫數百人を渡らしむ。天文の末弘治の頃までに、銀銅を得たる中に金も少しく混りたれど費用を補ふに至らず、年經て慶長六年、關東の御領に併せられしより、天も亦盛德に感じけるにや、金銀を出す事年毎に多く

と書いてある。謙信時代既に其の端緒は開けながら、天は彼に幸せずして、德川氏に禍を授けたのである、。日本耶蘇教會年報（千六百三年分）に

内府は日本に於ても京都に於ても關東に於ても、最も豐裕なる君にして、巨額の金銀を集積し之が爲め到る處、頗る人々に恐れらる。内府の京都方面に於ける往居、伏見の第に貨幣を貯藏したるに、數月前其の重量の爲めに、梁折れて一室陷落したり。此の莫大なる財寶は獨り豐富なる献上物に依るのみならず、主に金銀鑛山より來るものにして、内府は悉く之を獨占す。加之近頃再び發見せられ（佐渡金山の事なり）、毎年非常の富を堀り出す事となれり

（大日本史料）

とある。家康の富力が想像できよう。無論貯藏貨幣の重量に押され、梁木折れ等とは些か誇大の點もあるけれど、家康がよく戰國の後を受け、天下を統一し得る所以は、實に大なる金力の所有者であつたが爲めであり、佐渡鑛山の死活は、ときに天下に大なる影響を與へるものとも見えよう。少しく後世の事には屬するけれど、金山を論ずる序に一言茲に書き加へる事としたのである。

越後古代史之研究 終

大正十四年十月五日印刷
大正十四年十月十五日發行

越後古代史之研究
定價金貳圓八拾錢

著作者　池田雨工　新潟市古町通六番町
發行者　西村喜久治　新潟市旭町一番町九六番地
印刷者　森長敬　新潟市西堀前通七番町
印刷所　株式會社新潟新聞社

發行所　新潟市古町通六　書肆　萬松堂新潟支店
電話四四〇番
振替口座東京五五六三番

著作權所有

發行所　株式會社　高岡堂出版部
東京市神田區錦町三丁目一〇番地
電話神田四一〇番
振替口座東京五六三番

印刷者　西村貞吉
印刷所　株式會社　秀英舎
東京市麹町區飯田町三丁目十二番地

發行者　鈴木常八
東京市麹町區飯田町三丁目十二番地

著作者　高岡堂出版部
代表者　鈴木常八

大正十四年十月十五日印刷
大正十四年十月廿日發行

定價金壹圓八拾錢
（郵稅金拾錢）

大正十四年十月三十日

小牧實繁